

証券コード：8115

2026年6月4日

株 主 各 位

京都市下京区室町通四条南入鶏鉾町493番地

ムーンバット株式会社

代 表 取 締 役
社 長 鎌 田 尚
執 行 役 員

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.moonbat.co.jp>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」「2026年」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ムーンバット」又は「コード」に当社証券コード「8115（半角）」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区室町通四条南入鶏鉾町493番地
ムーンバットビル 2階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 (1)第85期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2)第85期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
なお、監査等委員会及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ◎本定時株主総会の閉会后、隣接の会場において、当社の製品を展示し、役員がご説明させていただく場を設けております。お時間の許す限りご参加の程お願い申し上げます。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、人手不足を背景とした雇用・所得環境の改善が見られる一方、中東情勢の緊迫化等地政学的リスクの高まり、資源価格の高騰や円安から継続的な物価上昇による消費者マインドの下振れが懸念されるなど、先行き不透明な状況が続いております。

服飾雑貨業界におきましても、日中関係の冷え込みによるインバウンド消費の減速、円安傾向の為替相場の影響、資源価格上昇に起因する仕入コスト上昇の恒常化、物価上昇による消費者の節約志向の高まりなど、事業環境へのマイナスの影響が懸念されております。

このような経営環境の下、当社グループは2025年3月期から2027年3月期までの「中期経営計画」を策定し、成長戦略として、「専門店マーケットへの商品開発及びマーケティングの強化」、「直営店・小売事業の拡大に向けた新たな店舗戦略の展開」、「Eコマース事業の更なる拡大」、「国内外の新規販路開拓」の4つの施策を実行しております。また、その前提として、自社ブランドの育成・確立、人材投資の積極化による採算性、生産性の向上を目指し、各販路に対する最適な商品・人的配置、リスクとコストを意識したサプライチェーンの再構築と適時適切な仕入販売コントロールによる在庫の最適化、DX（デジタルトランスフォーメーション）の高度化・活用を含めた販売管理費のコントロールを推進しております。

業績につきましては、中期経営計画の着実な実行の下、当社グループにおいては、春夏物の販売は、昨年より続く猛暑を背景に、専門店・Eコマースマーケットへの商品開発、マーケティング等のアプローチ強化・高度化も奏功し、好調に推移しましたが、秋冬物の販売が、インバウンド需要の減少と中高級品市場の低迷の影響を受けたため、売上高は前連結会計年度の実績を下回りました。損益面では、引き続き、商品配置の最適化、プロパー販売の促進等に努め、為替相場が通期では前期対比円高に推移した影響もあり、海外よりの仕入コストの低減が図れたことから、売上総利益、売上総利益率ともに前連結会計年度の実績を上回りましたが広告宣伝費を含む販売関連経費及び人的資本投資に関わる人件費の増加を吸収することができず、営業利益は、前連結会計年度の実績を下回りました。

その結果、連結売上高は119億33百万円（前年同期比0.1%減）、連結営業利益は6億12百万円（前年同期比12.8%減）、連結経常利益は為替差損益の改善もあり6億75百万円（前年同期比1.5%増）となりました。また、親会社株

主に帰属する当期純利益は物流センター統合に関わる特別利益を前連結会計年度に計上した影響もあり、5億70百万円（前年同期比2.2%減）となりました。

なお、商品部門別の状況は次のとおりであります。

<身の回り品事業>

（洋傘部門）

当連結会計年度の売上高は、71億25百万円、前年同期比11.5%増収となりました。

洋傘部門につきましては、前年に引き続き猛暑が到来し、パラソルマーケットが活況を呈したことに加え、専門店・Eコマースマーケットへの商品開発、マーケティング等のアプローチの強化も奏功し、売上高は前連結会計年度を上回りました。

（洋品部門）

当連結会計年度の売上高は、21億76百万円、前年同期比16.2%減収となりました。

洋品部門につきましては、一部インポートブランドの導入・自社ブランドの販売展開に注力いたしましたが、2024年12月にインバウンドを中心に人気を博したライセンスブランドの取扱終了に伴うマイナス影響をカバーしきれず、売上高は前連結会計年度を下回りました。

（帽子部門）

当連結会計年度の売上高は、17億46百万円、前年同期比18.3%減収となりました。

帽子部門につきましては、洋品部門同様、2024年12月に終了したライセンスブランドのマイナス影響を自社ブランドの販売展開等によりカバー出来ず、売上高は前連結会計年度を下回りました。

（毛皮・宝飾品部門）

当連結会計年度の売上高は、4億3百万円、前年同期比7.9%増収となりました。

毛皮・宝飾部門につきましては、エコファー・リフォーム等のサステナブルな提案、新規商材の開拓、百貨店外商ルートの活用及び催事展開にも注力し、売上高は前連結会計年度を上回りました。

<情報サービス事業>

当連結会計年度の売上高は、4億81百万円、前年同期比6.6%増収となりました。

情報サービス部門につきましては、業務のIT化、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進ニーズの高まりを捉え、システム開発受託・販

売、保守・メンテナンス等に引き続き注力した結果、売上高は前連結会計年度を上回りました。

事業区分別売上高

区 分	第84期 (2025年3月期)		第85期 (当連結会計年度) (2026年3月期)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増 減 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
<身の回り品事業>						
洋 傘 部 門	6,388,136	53.5	7,125,342	59.7	737,205	11.5
洋 品 部 門	2,595,625	21.7	2,176,116	18.2	△419,509	△16.2
帽 子 部 門	2,136,617	17.9	1,746,669	14.6	△389,947	△18.3
毛皮・宝飾品部門	373,992	3.1	403,589	3.4	29,596	7.9
<情報サービス事業>						
情報サービス部門	451,998	3.8	481,815	4.0	29,816	6.6
合 計	11,946,371	100.0	11,933,532	100.0	△12,839	△0.1

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は1億73百万円であります。その主なものは、基幹システムサーバーの更新等に伴う投資88百万円、直営店舗展開に伴う造作20百万円等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、8億円の短期借入を実施いたしました。

なお、当連結会計年度末の借入金の残高は22億23百万円となり、前連結会計年度末に比較して1億23百万円減少いたしました。

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、雇用・所得環境の改善が見込まれる一方、中東情勢の緊迫化等地政学的リスクの高まり、石油精製品価格の高騰、円安から物価上昇による消費者マインドの下振れが懸念されるなど不確実性の高まりが予想されます。

このような情勢の中、当社グループは、2024年5月14日に公表した「中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）」の最終年度となることを踏まえ、同計画に掲げている事業ポートフォリオの見直しと再構築、販売管理費の適正化を含めた事業構造改革を引き続き推進してまいります。特に、専門店マーケットへの商品開発・販売拡大、直営店・Eコマース事業を中心とした小売事業を強化し、新規商材の取扱開始・開拓、内外の新規顧客の開拓・獲得にも注力し、将来に向けた事業基盤の確立を目指します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第82期 (2023年3月期)	第83期 (2024年3月期)	第84期 (2025年3月期)	第85期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高(百万円)	9,580	10,610	11,946	11,933
経常利益(百万円)	176	488	665	675
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	140	545	583	570
純資産(百万円)	4,555	5,055	5,469	5,864
総資産(百万円)	10,330	9,876	9,934	9,938
1株当たり当期純利益(円)	29.98	119.26	129.33	126.58
1株当たり純資産額(円)	987.73	1,113.78	1,211.28	1,298.03

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ルナ株式会社	60,000千円	100.0%	毛皮・宝飾商品の企画販売
東京ファッションプランニング株式会社	48,720千円	100.0%	物流業務受託事業・デザイン企画事業
株式会社グローリー	35,200千円	100.0%	洋傘・パラソル等の製造、加工、販売
エクセレントスタッフ株式会社	26,000千円	100.0%	販売業務の業務請負等
A. F. C. ASIA LIMITED	1,000千香港\$	100.0%	貿易業
セブンスシステム株式会社	63,750千円	61.6%	システム開発・販売、保守・メンテナンス等

② その他

主要な技術提携先として、下記の各社との間に、商標使用権の取得及びデザイン複製品の製造販売に関する契約を結んでおります。

ザ・ポロ・ローレン・カンパニー・エルピー (ポロラルフローレン)

伊藤忠商事株式会社 (ランバン、フルラ)

三共生興株式会社 (ダックス)

株式会社三陽商会 (マッキントッシュ フィロソフィー)

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社6社及び在外子会社A.F.C. ASIA LIMITEDが出資している子会社1社で構成され、洋傘、洋品、毛皮、レザー、宝飾品、帽子などのアクセントファッション商品の企画、輸入、製造、仕入、販売及び情報サービス事業等を主な事業内容としております。

(8) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

ムーンパット株式会社	本社(京都市)・東京本部(東京都)・東京支店(東京都)・京都支店(京都市)・福岡支店(福岡市)
ルナ株式会社	本社(東京都)
東京ファッションプランニング株式会社	本社(京都市)・東部物流センター(埼玉県上尾市)
株式会社グローリー	本社(京都府南丹市)
エクセレントスタッフ株式会社	本社(京都市)・東京支店(東京都)
A.F.C. ASIA LIMITED	本社(香港)・駐在員事務所(上海・厦門)
セブンスシステム株式会社	本社(京都市)・東京店(東京都)

(9) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
213 (348) 名	7 (△8) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員を記載しております。
2. パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
127 (18) 名	4 (3) 名	41.5歳	17.3年

- (注) 1. 従業員数は就業人員を記載しており、当社外への出向者は含んでおりません。
2. パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
	千円
株式会社三井住友銀行	588,150
株式会社京都銀行	434,987
株式会社三菱UFJ銀行	300,000
京都中央信用金庫	300,000

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
(2) 発行済株式の総数 4,507,260株 (自己株式267,459株を除く)
(3) 株主数 2,717名
(4) 大株主 (上位11名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
八 木 通 商 株 式 会 社	1,103	24.49
ム ー ン バ ッ ト 持 株 共 栄 会	278	6.18
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	224	4.97
岡 本 緑	175	3.89
ム ー ン バ ッ ト 役 員 持 株 会	174	3.87
株 式 会 社 京 都 銀 行	170	3.77
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	160	3.56
株 式 会 社 ニ ー ド	130	2.89
フ シ ア イ ン ベ ス ト メ ン ト リ ミ テ ッ ド	104	2.31
西 井 賢 治	100	2.22
京 都 中 央 信 用 金 庫	100	2.22

(注) 持株比率は自己株式(267,459株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項
該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	中 村 卓 司	取締役会議長
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	鎌 田 尚	事業本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	山 本 聡	管理本部長 リスク管理・コンプライアンス担当 東京ファッションプランニング株式会社 代表取締役社長
取 締 役 執 行 役 員	原 田 尚 宏	事業本部 百貨店事業部長 事業本部 直営店開発事業部長 事業本部 百貨店事業部 営業統括 事業本部 百貨店事業部 東京支店長
取 締 役 執 行 役 員	鈴 木 康 史	事業本部 戦略事業部担当 事業本部 チェーンストア事業部担当 事業本部 戦略事業部長 事業本部 チェーンストア事業部長
取 締 役	中 村 恭 俊	
取 締 役 (監査等委員・常勤)	山 田 隆 二	
取 締 役 (監査等委員)	郷 田 紀 明	郷田公認会計士事務所 代表 税理士法人朝日新和会計事務所 代表社員
取 締 役 (監査等委員)	安 川 文 夫	安川文夫公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役中村恭俊氏並びに取締役（監査等委員）郷田紀明氏及び安川文夫氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）の山田隆二氏及び郷田紀明氏、安川文夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（監査等委員・常勤）山田隆二氏は、管理本部長、経営企画・リスク管理室長を歴任しており、当社グループにおいての業務全般を熟知しております。
 - ・取締役（監査等委員）郷田紀明氏及び安川文夫氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山田隆二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容にかかる決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること、監査等委員会に事前説明し了承を受けていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主価値と連動する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各自の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬としての固定報酬、退職慰労金相当額と、業績連動報酬等とで構成し、監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み基本報酬としての固定報酬、退職慰労金相当額としています。

ロ. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の固定報酬と退職慰労金相当額は、月例の基本報酬とし、役位、職責に応じて、当社の業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定します。

ハ．業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、当社の業績向上及び持続的成長に向けて適切にインセンティブを付与するため、前事業年度の売上高、売上総利益、営業利益及び経常利益等の実績と、証券取引所にて開示した業績予想値の達成状況をはじめ、その他の前事業年度の会社業績等を判断材料とし、そこに各取締役の担当事業の業績及び各自の功績を総合的に勘案して決定します。

なお、報酬等の種類ごとの比率は、業績連動報酬等の変動により、構成比率が変動します。

ニ．取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬額と退職慰労金相当額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。

当該権限が適切に行使されるよう代表取締役は原案を監査等委員会に事前説明し、了承を受けた上で決定します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	100 (3)	100 (3)	— (—)	— (—)	6 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	21 (10)	21 (10)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	121 (13)	121 (13)	— (—)	— (—)	9 (3)

- (注) 1. 当事業年度末現在の役員の員数は、取締役(監査等委員を除く。)6名(うち、社外取締役1名)、取締役(監査等委員)3名(うち、社外取締役2名)であります。
2. 取締役の金銭報酬の限度額は、2016年6月29日開催の第75回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)6名について年額230百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)3名について年額50百万円以内と決議しております。
3. 取締役会は、代表取締役鎌田尚氏に対し監査等委員を除く各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社及び各取締役の担当部門の業績を勘案し、各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。なお、当該権限が適切に行使されるよう代表取締役は原案を監査等委員会に事前説明を行い、了承を受けた上で決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 中村恭俊

2025年6月26日就任以降に開催された取締役会8回のうち8回出席し、事業会社の経営に携わった豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。当事業年度においては、事業運営全般、事業構造改革の進捗検証等、適宜、必要な提言をいただきました。

② 取締役（監査等委員）郷田紀明

イ．郷田公認会計士事務所の代表及び税理士法人朝日新和会計事務所の代表社員であります。なお、郷田公認会計士事務所と当社との間には特別な関係はありません。また、税理士法人朝日新和会計事務所は、当社の顧問税理士法人であります。

ロ．当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席し、公認会計士及び税理士としての知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回のうち12回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

当事業年度においては、事業運営全般、事業構造改革の進捗検証及び役員報酬の決定について適宜、必要な提言をいただきました。

③ 取締役（監査等委員）安川文夫

イ．安川文夫公認会計士事務所の所長であります。なお、同事務所と当社との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席し、公認会計士及び税理士としての知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、当事業年度に開催された監査等委員会12回のうち12回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

当事業年度においては、事業運営全般、事業構造改革の進捗検証及び役員報酬の決定について適宜、必要な提言をいただきました。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

① 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬額	26,500千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

② 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、継続的・安定的な配当を行っていくことを基本といたします。

この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、2024年5月14日発表の中期経営計画に基づき連結配当性向40%以上を指標とし、継続的・安定的に実施できるよう努めてまいります。

今後も、中長期的な視点に立って、新事業の開発を含めた成長が見込まれる分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

なお、当期末配当につきましては、株主総会決議事項といたします。

期末配当金につきましては、1株当たり41円（うち、普通配当31円・創立140周年記念配当10円）とする予定であります。

これにより、2025年12月に実施いたしました中間配当金（1株につき20円）とあわせまして、当事業年度の年間配当金は、1株につき61円となります。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流 動 資 産	5,843,571	I 流 動 負 債	3,625,520
現金及び預金	1,107,773	支払手形及び買掛金	444,880
受取手形及び売掛金	1,664,744	電子記録債務	80,300
商品及び製品	2,563,659	短期借入金	2,223,137
仕掛品	2,633	リース債務	33,341
原材料及び貯蔵品	60,208	未払金	110,405
返品資産	177,969	未払費用	109,028
前渡金	47,170	未払法人税等	74,549
前払費用	103,834	未払消費税等	60,640
その他の	122,577	賞与引当金	115,449
貸倒引当金	△7,000	返金負債	292,387
II 固 定 資 産	4,095,099	その他の	81,398
1. 有形固定資産	2,582,780	II 固 定 負 債	449,025
建物及び構築物	748,698	リース債務	91,966
機械装置及び運搬具	568	退職給付に係る負債	323,903
工具器具備品	77,564	資産除去債務	20,281
土地	1,677,848	その他の	12,874
リース資産	78,100	負債合計	4,074,546
2. 無形固定資産	344,466	(純資産の部)	
ソフトウェア	11,329	I 株 主 資 本	5,622,746
のれん	35,336	1. 資 本 金	1,000,000
借地権	264,592	2. 資 本 剰 余 金	2,856,206
リース資産	31,535	3. 利 益 剰 余 金	1,921,653
その他の	1,672	4. 自 己 株 式	△155,114
3. 投資その他の資産	1,167,852	II その他の包括利益累計額	227,829
投資有価証券	428,283	1. その他有価証券評価差額金	119,177
投資不動産	345,468	2. 繰延ヘッジ損益	9,839
敷金	139,786	3. 為替換算調整勘定	68,267
繰延税金資産	140,975	4. 退職給付に係る調整累計額	30,545
その他の	141,540	III 非支配株主持分	13,549
貸倒引当金	△28,201	純資産合計	5,864,125
資産合計	9,938,671	負債・純資産合計	9,938,671

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（ 2025年4月1日から
2026年3月31日まで ）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		11,933,532
売 上 原 価		6,642,898
売 上 総 利 益		5,290,633
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,677,827
営 業 利 益		612,806
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	14,008	
為 替 差 益	61,985	
不 動 産 賃 貸 料	42,968	
そ の 他	8,703	127,666
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26,078	
不 動 産 賃 貸 原 価	20,981	
そ の 他	17,733	64,794
経 常 利 益		675,678
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		675,678
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	116,372	
法 人 税 等 調 整 額	△15,184	101,188
当 期 純 利 益		574,490
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		3,916
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		570,574

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流 動 資 産	5,159,282	I 流 動 負 債	3,632,217
現金及び預金	569,141	電子記録債務	132,349
受取手形	11,472	買掛金	393,452
売掛金	1,582,711	短期借入金	2,225,000
商品	2,495,235	1年内返済予定の長期借入金	123,137
返品資産	177,969	リース債務	23,325
前渡金	47,170	未払金	167,922
前払費用	91,689	未払費用	63,017
短期貸付金	120,396	未払法人税等	55,282
その他の	70,495	未払消費税等	27,730
貸倒引当金	△7,000	賞与引当金	96,000
II 固 定 資 産	4,463,798	返金負債	292,387
1. 有形固定資産	2,513,129	その他の	32,613
建物	712,501	II 固 定 負 債	403,115
構築物	359	リース債務	86,842
機械装置	387	退職給付引当金	280,174
車両運搬具	0	資産除去債務	20,281
工具器具備品	75,917	その他の	15,818
土地	1,657,018	負 債 合 計	4,035,332
リース資産	66,945	(純資産の部)	
2. 無形固定資産	281,030	I 株 主 資 本	5,458,763
ソフトウェア	16,613	1. 資 本 金	1,000,000
借地権	232,881	2. 資 本 剰 余 金	2,854,377
リース資産	31,535	資本準備金	250,000
3. 投資その他の資産	1,669,638	その他資本剰余金	2,604,377
投資有価証券	415,021	3. 利 益 剰 余 金	1,759,500
関係会社株式	561,638	その他利益剰余金	1,759,500
投資不動産	411,076	圧縮記帳積立金	12,239
敷金	139,786	繰越利益剰余金	1,747,260
破産更生債権等	28,477	4. 自 己 株 式	△155,114
繰延税金資産	139,851	II 評価・換算差額等	128,984
その他の	1,681	その他有価証券評価差額金	119,145
貸倒引当金	△27,894	繰延ヘッジ損益	9,839
資 産 合 計	9,623,081	純 資 産 合 計	5,587,748
		負債・純資産合計	9,623,081

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 2025年4月1日から
2026年3月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		10,711,500
売 上 原 価		6,217,443
売 上 総 利 益		4,494,056
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,948,722
営 業 利 益		545,334
営 業 外 収 益		157,766
受 取 利 息 及 び 配 当 金	55,021	
そ の 他	102,744	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26,938	70,715
そ の 他	43,776	
経 常 利 益		632,385
税 引 前 当 期 純 利 益		632,385
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	80,476	69,948
法 人 税 等 調 整 額	△10,528	
当 期 純 利 益		562,437

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

ムーンバット株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 田 賢 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 田 一 暁

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ムーンバット株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ムーンバット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

ムーンバット株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古	田	賢	司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本	田	一	暁

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ムーンバット株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任

がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査等委員が国内子会社の非常勤監査役を兼務し、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて監査に立ち会うとともに説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

ムーンバット株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山 田 隆 二 ⑩

監査等委員 郷 田 紀 明 ⑩

監査等委員 安 川 文 夫 ⑩

(注) 監査等委員郷田紀明及び監査等委員安川文夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、継続的・安定的な配当を行っていくことを基本方針としております。

上記方針に基づき、第85期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、創立140周年記念配当を加えて、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金41円（うち、普通配当31円・創立140周年記念配当10円） 総額は184,797,660円。
なお、中間配当金として1株につき金20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき61円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）6名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	なかむら たかし 中村卓司 (1954年12月17日生) 再任	2005年6月 株式会社三井住友銀行 大阪本店営業第一部長 2007年6月 エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社 執行役員 投資第二本部 副本部長 2008年10月 大和SMB Cキャピタル株式会社 執行役員 事業投資第一部長 2010年5月 当社入社、専務執行役員 社長補佐 2010年6月 当社取締役 2010年10月 当社事業本部統括 2012年4月 当社代表取締役 社長執行役員 2015年6月 当社代表取締役 会長兼社長執行役員 2020年4月 当社事業本部長 2023年6月 当社代表取締役 会長執行役員 当社取締役会議長(現任) 2025年6月 当社取締役(現任)	96,505株
〈取締役候補者とした理由〉 2012年の代表取締役 社長執行役員に就任以降、当社の経営を牽引し、豊富な経験と実績を有しております。また、取締役会議長として取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に努めるとともに、当社におけるコーポレートガバナンスの向上を推進しており、経営者としての経験と高い見識が、当社グループのさらなる持続的成長に寄与すると期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株式の数
2	かま だ ひさし 鎌 田 尚 (1965年12月11日生) 再 任	1988年4月 当社入社 2004年4月 当社第二事業本部 洋傘事業部長 2012年2月 当社事業本部 副本部長 2013年10月 当社事業本部 洋品事業部長 2014年10月 当社事業本部 パラソル・洋傘事業部長 2016年6月 当社執行役員 2016年10月 当社事業本部 副本部長 2017年4月 当社事業本部 事業戦略部担当 2017年6月 当社取締役 2019年4月 当社事業本部 副本部長 当社事業本部 洋品事業部長 2020年4月 当社事業本部 百貨店事業部長 当社事業本部 直営店開発事業部長 2021年4月 当社常務執行役員 当社事業本部長(現任) 2022年6月 当社副社長執行役員 2023年6月 当社代表取締役 社長執行役員(現任)	23,031株
〈取締役候補者とした理由〉 2004年4月より洋傘事業部長・洋品事業部長等を歴任し、当社グループにおける長年にわたる商品開発・営業販売での業務執行を通じ、豊富な経験と実績とともに優れた経営執行能力を有しております。 当社における経営判断、監督の遂行及び当社グループの統括が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	やま もと さとし 山 本 聡 (1963年12月11日生) 再 任	2012年4月 株式会社三井住友銀行 姫路ビジネスサポートプラザ 部長 2014年4月 当社へ出向 当社管理本部 総務部ヘッド(兼) 経理部ヘッド 2015年5月 当社入社 2018年7月 当社経営企画・リスク管理室長 当社品質管理室長 2019年4月 当社執行役員 2020年6月 当社管理本部長(現任) 当社リスク管理・コンプライアンス担当(現任) 2021年4月 当社常務執行役員(現任) 2022年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 東京ファッションプランニング株式会社 代表取締役社長	16,438株
〈取締役候補者とした理由〉 2019年4月より当社関連会社の代表取締役社長として、物流・企画部門を統括し、また、2020年6月より管理本部長として管理部門を統括しており、豊富な知見や経験を通じ、優れた経営執行能力を有しております。 当社の管理部門を中心としたマネジメントの強化に加え、経営の意思決定と監督の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 の 数
4	ほ ら だ た か ひ ろ 原 田 尚 宏 (1970年7月25日生) 再 任	1994年4月 当社入社 2004年4月 当社第二事業本部 大阪営業1チーム1グループ リーダー 2013年2月 当社事業本部 大阪営業1 チーム チーフ 2017年4月 当社事業本部 大阪営業ヘッド 付ヘッド 2018年4月 当社事業本部 大阪支店長(兼) 大阪営業ヘッド 2020年4月 当社執行役員(現任) 当社事業本部 百貨店事業部 東京支店長(現任) 2021年7月 当社事業本部 百貨店事業部 営業統括(現任) 2024年4月 当社事業本部 百貨店事業部長(現任) 当社事業本部 直営店開発事業部長(現任) 2024年6月 当社取締役 (現任)	7,893株
〈取締役候補者とした理由〉 2018年4月より、大阪支店長、百貨店事業部東京支店長を歴任し、当社グループにおける長年にわたる営業販売での業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、経営に関する見識を有しております。 今後も業務執行とともに経営の意思決定と監督の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			
5	す ず き こ う し 鈴 木 康 史 (1970年2月19日生) 再 任	1992年4月 当社入社 2012年2月 当社洋傘事業部 ヘッド 2013年7月 当社洋傘事業部長 2014年10月 当社事業本部 東京第2営業ヘッド 付ヘッド 2017年4月 当社事業本部 事業戦略部 (現 戦略事業部) 長 (現任) 2020年4月 当社執行役員 2021年10月 当社事業本部 戦略事業部担当 (現任) 事業本部 チェーンストア事業部担当 (現任) 2024年4月 当社事業本部 チェーンストア事業部長 2024年6月 当社常務執行役員 2025年6月 当社取締役・執行役員 (現任)	9,093株
〈取締役候補者とした理由〉 2013年7月より、洋傘事業部長・事業戦略部 (現 戦略事業部) 長を歴任し、当社グループにおいて長年にわたり商品開発、成長領域である専門店マーケット、E C事業での業務執行を通じ、豊富な経験と実績とともに優れた経営執行能力を有しております。 当社における経営判断、監督の遂行及び当社グループの統括が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 の 数
6	なか むら やす とし 中 村 恭 俊 (1962年5月15日生) 再 任	2014年 4 月 株式会社三井住友銀行エリア企業部部長 2015年 6 月 SMMオートファイナンス株式会社 (現 マツダクレジット株式会社) 取締役常務執行役員 2020年 6 月 ライジングビルメンテナンス株式会社代表取締役社長 2025年 6 月 当社社外取締役 (現任)	308株
	〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉 企業経営に関わる豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な立場から経営に対する 助言や意見、当社のガバナンスの維持・強化への貢献が期待できることから、引き続 き社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中村恭俊氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中村恭俊氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、中村恭俊氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、同氏を改めて独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は、中村恭俊氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- 同氏が選任された場合には、当社は同氏との間で同内容の契約を改めて締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められます。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株式の数
1	やま だ りゅう じ 山 田 隆 二 (1962年3月30日生) 再 任	2004年8月 株式会社三井住友銀行 八王子法人営業部 部長 2005年10月 当社へ出向、当社経営企画室ヘッド 2006年10月 当社経営企画室長 2012年4月 当社執行役員 管理本部長 当社リスク管理・コンプライアンス担当 2013年4月 当社入社 2013年6月 当社取締役 2018年6月 当社常務執行役員 2020年6月 当社取締役(常勤監査等委員) (現任)	14,490株
〈監査等委員である取締役候補者とした理由〉 当社グループにおいて豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。管理本部長として管理部門を統括した経験より、その知見や見識、経験を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性が期待できるため、引き続き監査等委員である取締役候補者いたしました。			
2	やす かわ ふみ お 安 川 文 夫 (1948年7月10日生) 再 任	1975年9月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 1999年8月 同監査法人代表社員 2011年6月 同監査法人退職 安川文夫公認会計士事務所開業 同事務所所長 (現任) 2015年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役(監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 安川文夫公認会計士事務所 所長	5,990株
〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉 公認会計士・税理士としての専門的見地から豊富な経験と経営に関する高い見識を有しております。また、監査経験も豊富であり、その知見や見識、経験を活かすことにより、独立した客観的立場から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 の 数
3	たけ うち ゆ き 竹 内 由 起 (戸籍上の氏名：佐藤由起) (1970年4月11日生) 新 任	1997年4月 弁護士登録 彦惣法律事務所（現彦惣・竹内法律事務所）入所 2015年8月 株式会社京進取締役（監査等委員）（現任） 2026年6月 当社取締役（監査等委員）（就任予定） （重要な兼職の状況） 株式会社京進 社外取締役 監査等委員 京都弁護士会交通事故委員会 委員 近畿地方社会保険医療協議会 臨時委員 京都市情報公開・個人情報保護審査会 委員	0株
〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉 弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、その知見や見識・経験を活かすことにより、独立した客観的な立場から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性が期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安川文夫氏及び竹内由起氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 安川文夫氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって、監査等委員である社外取締役として10年となります。なお、安川文夫氏は、過去に当社の監査役であったことがあります。
4. 当社は、安川文夫氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員として指定する予定であります。
- また、竹内由起氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は、安川文夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- 同氏が選任された場合には、当社は同氏との間で同内容の契約を改めて締結する予定であります。
- また、竹内由起氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められます。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

選任後の取締役の構成及びスキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成及び各取締役が有する主なスキル・経験・知識は次のとおりであります。

	会社経営 事業運営	営 業 商品企画	国際経験 海外ビジネス	財 務 会 計	法 務 ガバナンス コンプライアンス リスク管理	人材開発 組織開発
中村 卓司	●		●	●	●	●
鎌田 尚	●	●	●		●	●
山本 聡	●			●	●	●
原田 尚宏	●	●			●	●
鈴木 康史	●	●	●		●	●
※2 中村 恭俊	●			●	●	●
※1 山田 隆二	●			●	●	●
※1・※2 安川 文夫	●			●	●	●
※1・※2 竹内 由起				●	●	

(注) ※1：監査等委員である取締役

※2：社外取締役

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2024年6月27日開催の第83回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された男澤才樹氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
おとこ ざわ さい き 男 澤 才 樹 (1962年10月15日生)	1996年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 中山慈夫法律事務所入所 2005年4月 中山・男澤法律事務所に改称（パートナー就任） 現在に至る 2013年4月～2016年3月 最高裁判所司法研修所教官（民事弁護）	0株
〈補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉 長年にわたり弁護士として培われた高度な専門的知識を、監査等委員である社外取締役に就任された場合に、当社の監査等に活かすことが期待できるため、引き続き補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。		

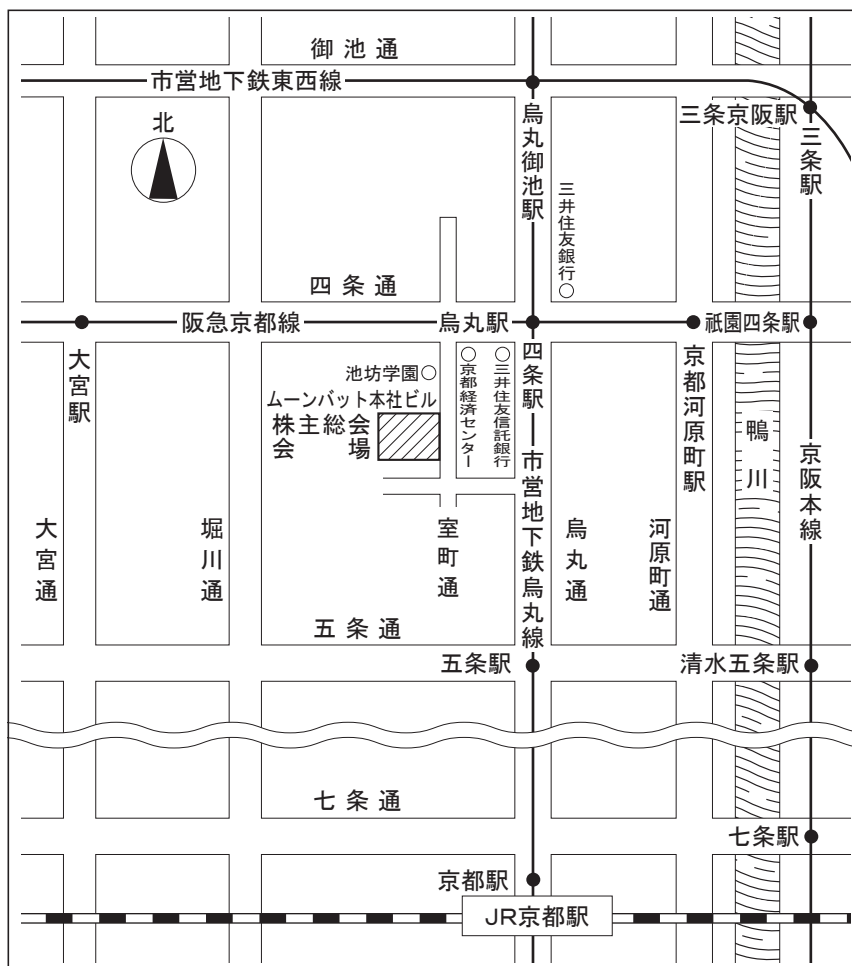
- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 男澤才樹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 男澤才樹氏が、監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。男澤才樹氏が監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められます。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

メ モ

[illegible]

株主総会会場ご案内図



会 場 京都市下京区室町通四條南入鶏鉾町493番地

ムーンパットビル 2階ホール

交通機関 京都市営地下鉄烏丸線「四條駅」下車

京都市営バス「四條烏丸」下車

阪急京都線「烏丸駅」下車

◎駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

第 85 回定時株主総会資料

〔 電子提供措置事項のうち法定及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 〕

- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ・ 連結計算書類の「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ・ 計算書類の「個別注記表」

第 85 期（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）

ムーンバット株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様
に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいた
します。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社取締役会において決議した、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりです。

- (1) 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守を確保するために、コンプライアンス担当役員を設置し、「コンプライアンスプログラム」を制定する。
 - ロ. コンプライアンス担当役員の指揮の下、既に設置済の内部監査室において、内部監査を実施し、業務運営の状況を把握して改善を図る。
 - ハ. 既に導入済である内部通報制度については、通報者の保護を徹底し、引き続きその有効な運営を確保する。
 - ニ. 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修等により、コンプライアンスの知識を高め、役職員のコンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。
 - ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、断固とした態度で臨む。
 - ヘ. 財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告にかかる内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。
 - ト. 監査等委員会は独立した立場にたって、取締役による内部統制システムの整備にかかる運用状況を監査する。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
重要な意思決定及び報告にかかる情報を記録、保存及び管理して、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- (3) 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理体制強化のため、取締役会直轄のリスク管理委員会及びリスク管理担当役員を設置する。
 - ロ. リスク管理委員会において、当社及びその子会社全体の各種リスクの評価を行い、具体的な対応策を検討し、必要な是正措置を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 執行役員制度を導入して、経営意思決定及び業務執行の監督のための機関である取締役会と、業務執行組織を区分する。
 - ロ. 取締役会の将来的なスリム化、活性化及び意思決定の迅速化を目指して、取締役の効率的な業務運営を推進する。
 - ハ. 取締役会から取締役への重要な業務執行の決定の委任に伴い、経営会議を重要事項の審議決定機関とする。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. コンプライアンス担当役員と子会社代表者とが緊密に連携して、業務運営の状況把握、改善を図り、業務の適正の確保及びムーンバットブランドの維持向上に努める。
 - ロ. 定期的実施する子会社との会議の中で、子会社の年度事業計画を協議すると共に、財務状況その他の重要な情報についての報告を受ける。又、重要な事象が発生した場合には都度、当社と子会社との間で協議等を行い、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ハ. 既に導入済である内部通報制度は、子会社の役職員も同様に通報対象者とした設計となっており、子会社ともども通報者の保護を徹底し、引き続きその有効な運営を確保する。
 - ニ. 当社が実施するコンプライアンス研修等は、子会社役職員も同様にその対象者とし、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会から要請があった場合には、当社の使用人の中から適切な人材を専従スタッフとして個別に任命して配置する。
- (7) 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

- イ. 専従スタッフの独立した業務遂行を確保するために、当該使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
 - ロ. 当該使用人に対して監査等委員会が指示した補助業務については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令権が及ばないこととする。
- (8) 当社及びその子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は監査等委員会に対して、定期的に以下の事項について報告する。
 - a. 内部監査の結果
 - b. 内部通報制度を利用した通報の状況
 - c. その他業務執行に関する重要な事項
 - ロ. 上記以外においても、当社及び子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は随時、以下の事項を監査等委員会に報告する。
 - a. 当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生
 - b. 法令違反等の不正行為が発生する可能性もしくは発生した事実
 - c. 当社及び子会社の信用を著しく失墜させる事態
 - d. 内部管理の体制、手続き等に関する重大な欠陥や問題点
 - e. 重要会議の開催予定
 - ハ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会から要請があった場合には、必要な資料を添えて説明する。
 - ニ. 監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役は、役職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するように努める。
 - ロ. 代表取締役と監査等委員との意見交換を密にし、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ハ. 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
- イ. コンプライアンス担当役員を任命しております。
 - ロ. 内部監査室において内部監査を実施し、業務運営の状況の把握及び改善に向けて、推進しております。
 - ハ. 内部通報制度を実施し、引き続きその有効な運営を確保してまいります。
 - ニ. 「コンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス担当役員の指揮の下、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を実施しております。
 - ホ. インサイダー取引の未然防止等のため、当社の役員等について日本証券業協会の構築するJ-IRISSに登録しております。
 - ヘ. 反社会的勢力に対する本対応方針は、社内「コンプライアンスプログラム」においても明確に規定し、情報収集・管理も一元的に行いつつ、外部専門機関とも連携しながら、周知徹底を図っております。
 - ト. 取締役会直轄のリスク管理委員会が中心となって、内部統制の運用状況の確認や不備事項の改善指導を実施できる体制となっております。
 - チ. 監査等委員会は独立した立場にたって、監査しております。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制について
- 社内規程を整備し、各種記録の保存方法・取扱方法を定めております。
- (3) 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
- イ. リスク管理担当役員を任命しております。又、取締役直轄でリスク管理委員会を設置し、代表

取締役・社長執行役員がリスク管理委員長を務めております。リスク管理委員会は、日常的なモニタリングを行い、内部統制の運用状況を監視しております。

ロ.「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会の組織の中で定期的なリスクの識別・分析・評価を行い、優先順位を位置づけて対応する体制になっております。
各種方針・規程・マニュアル等は状況変化に応じて適時見直し、内部統制の有効性の維持向上を図っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

イ. 執行役員制度を導入しております。

ロ. 執行役員制度の導入と併せて、定款により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の定員を10名としております。

ハ. 経営会議を重要事項の審議決定機関としております。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

イ. コンプライアンス担当役員は子会社代表者と定期的に相談し、業務運営の状況把握・改善を図っております。

ロ. 定例的に子会社との会議を実施し、子会社の年度事業計画を協議すると共に、財政状況その他の重要な情報について報告を受けております。

ハ. 子会社の役職員も通報対象者とした内部通報制度を実施中で、引き続きその有効な運営を確保してまいります。

ニ. 子会社の役職員も対象としたコンプライアンス研修を実施済みであります。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいませんが、監査等委員会から要請があった場合には、当社の使用人の中から適切な人材を専従スタッフとして個別に任命して配置いたします。

(7) 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項について

イ. 監査等委員会より当該使用人の任命の要請があった場合、監査等委員会の職務を補助するスタッフの人事異動・評価等については、監査等委員会の意見を尊重し、対処します。

ロ. 監査等委員会より当該使用人の任命の要請があった場合、当該使用人に対して監査等委員会が指示した補助業務については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令権が及ばないようにいたします。

(8) 当社及びその子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制について

イ. 全ての取締役会に監査等委員が出席し、情報を共有しております。

ロ. 毎月1回定期的に、必要に応じて臨時に、取締役、監査等委員、幹部社員が出席する会議を実施し、意見交換を密にすると共に、各種情報も共有しております。

ハ. 監査等委員へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行わないことを確保するための体制を構築しております。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

イ. 取締役は、監査等委員会監査の環境を整備するよう努めております。

ロ. 取締役会、各種会議、個別面談を通じて、代表取締役と監査等委員との意見交換は密に行われ、適切な意思の疎通が図られております。

ハ. 監査等委員がその職務の執行について当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は、債務が監査等委員の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1, 000, 000	2, 856, 206	1, 608, 016	△154, 415	5, 309, 806
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△256, 936		△256, 936
親会社株主に帰属 する当期純利益			570, 574		570, 574
自己株式の取得				△698	△698
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	313, 637	△698	312, 939
当 期 末 残 高	1, 000, 000	2, 856, 206	1, 921, 653	△155, 114	5, 622, 746

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累 計 額		
当 期 首 残 高	65, 795	15, 376	56, 055	13, 089	150, 316	9, 612	5, 469, 735
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△256, 936
親会社株主に帰属 する当期純利益							570, 574
自己株式の取得							△698
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純 額)	53, 381	△5, 536	12, 212	17, 455	77, 513	3, 936	81, 449
当 期 変 動 額 合 計	53, 381	△5, 536	12, 212	17, 455	77, 513	3, 936	394, 389
当 期 末 残 高	119, 177	9, 839	68, 267	30, 545	227, 829	13, 549	5, 864, 125

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

当社の子会社は下記の7社であり、すべて連結の範囲に含めております。

ルナ株式会社

株式会社グローリー

エクセレントスタッフ株式会社

東京ファッションプランニング株式会社

A. F. C. ASIA LIMITED

上海慕恩巴特商貿有限公司

セブンシステム株式会社

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海慕恩巴特商貿有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法によっております。

ハ. 棚卸資産

主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理しており、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、身の回り品事業として百貨店、量販店及び各種小売店等を主な得意先としており、毛皮・宝飾品、洋傘・レイングッズ、洋品、帽子等の製品の製造・卸売を行っております。これらの製品については、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、原則として商品又は製品の納入時点において支配が顧客に移転して、履行義務が充足されると判断し収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。これらの製品の販売契約において、得意先との協議により季節的要因等に伴う返品が発生することが想定されます。商品が返品された場合、当社グループは当該商品の対価を返金する義務があります。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き等を控除した金額で測定しております。これらの製品の返品については、返品に伴う予想返金額が天候要因を含む各商品のマーケットの好不調の影響等により変動することから、発生し得ると考えられる予想返金額を確率で加重平均した金額（期待値）による方法を用いて算定し、収益より控除する方法を用いて取引価格を算定しております。この結果、返品に係る負債を認識し、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しております。

また、情報サービス事業として、ソフトウェアの開発請負契約及び保守サービスにかかる収益があります。ソフトウェアの開発請負契約につきましては、履行義務の充足に係る進捗度を見積もることができる開発受託については、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。保守サービスにかかる収益は、主に商品又は製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり履行義務の充足の進捗度に伴い、収益を認識しております。

身の回り品事業、情報サービス事業のいずれの取引の対価も履行義務充足後、1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、同社の決算日現在の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、社内で定めたリスク管理方法により、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建取引（金銭債権債務）又は外貨建予定取引の為替変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

ハ. ヘッジ方針

デリバティブ取引は、為替予約取引については輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため、外貨建の買掛金について通常の取引の範囲内で包括的な為替予約取引を行い、12ヵ月を超える長期の契約、及び投機的な取引は行わない方針をとっております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の通貨種別、期日、金額の同一性を確認することにより、有効性を判定しております。外貨建予定取引をヘッジ対象とする為替予約については、過去の取引実績及び予定取引数量等を総合的に検討しております。

ホ. その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引の実行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品 2,563,659 千円

棚卸資産評価損 26,650 千円

(2) その他の情報

① 金額の算出方法

当社は、商品を帳簿価額と正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価し、簿価を切下げておりますが、一定の期間経過後の商品については、一定の消化率の達成状況により定期的に帳簿価額を切下げる方法を採用し原価計上しております。また、トレンドの変化、ブランド改廃等の経営環境の変化により、販売可能性が低下していると判断した商品については、帳簿価額を処分見込額まで切下げております。

② 金額の算出に用いた主要な仮定

当連結会計年度においては、主力販路である百貨店・量販等各販路の販売は季節商材を中心に販売が好調に推移したため、将来の販売予測に基づき、商品の販売可能性を判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、その見積額の仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の損益及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益の分解情報

財又はサービスの種類別に分解した金額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	身の回り品	情報サービス	計	
洋傘・レイングッズ部門	7,125,342	—	7,125,342	7,125,342
洋品部門	2,176,116	—	2,176,116	2,176,116
帽子部門	1,746,669	—	1,746,669	1,746,669
毛皮・宝飾品部門	403,589	—	403,589	403,589
情報サービス部門	—	481,815	481,815	481,815
顧客との契約から生じる収益	11,451,717	481,815	11,933,532	11,933,532
外部顧客への売上高	11,451,717	481,815	11,933,532	11,933,532

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(3)会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 返金負債、契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
返金負債（期首残高）	398,393
返金負債（期末残高）	292,387
契約資産（期首残高）	24,944
契約資産（期末残高）	14,395
契約負債（期首残高）	27,841
契約負債（期末残高）	45,374

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた契約資産は、流動資産の「その他」に含まれており、契約負債は、流動負債の「その他」に含まれております。

契約資産は主に、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に対する権利であり、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約資産は、主として進捗度に応じて認識した収益の計上により生じたものであります。

契約負債は、顧客との契約について契約条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

返金負債は主に、商品及び製品の値引き及び返品に係る負債のうち、期末時点において履行義務を充足していないと見込まれる残高であります。

期首の返金負債残高に含まれていたものは、当連結会計年度の収益として認識しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

建物及び構築物	575,385千円
土地	934,771千円
投資不動産	94,733千円
計	1,604,891千円

上記の物件は、短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）900,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

有形固定資産	1,882,491千円
投資不動産	127,165千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,774,719株	一株	一株	4,774,719株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	266,985株	474株	一株	267,459株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2025年6月26日開催の第84回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 166,786千円
- ・1株当たり配当金額 37円
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月27日

ロ. 2025年11月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 90,150千円
- ・1株当たり配当金額 20円
- ・基準日 2025年9月30日
- ・効力発生日 2025年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 2026年6月26日開催予定の第85回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 184,797千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 41円
- ・基準日 2026年3月31日
- ・効力発生日 2026年6月29日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内管理方法に従いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが短期間の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金の使途は運転資金(短期又は長期)及び設備投資資金(長期)であり、リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。なお、デリバティブ取引は内部管理方針に従い、実需の範囲で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 投資有価証券	383,294	383,294	—
② リース債務（1年内返済予定のものも含む）	125,308	97,413	△27,895
③ 長期借入金（1年内返済予定のものも含む）	123,137	123,137	—
④ デリバティブ取引	23,781	23,781	—

(※1)「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	44,989千円

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	383,294	—	—	383,294
デリバティブ取引				
通貨関連	—	23,781	—	23,781
資産計	383,294	23,781	—	407,075

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
リース債務（１年内返済予定のものも含む）	—	97,413	—	97,413
長期借入金（１年内返済予定のものも含む）	—	123,137	—	123,137
負債計	—	220,550	—	220,550

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、京都市に所有する本社ビル等の一部を賃貸業に供しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額	時価
345,468	495,876

（注） 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末時価は、路線価や固定資産税評価額等の指標に基づいて算定した金額であります。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額

1,298円 3 銭

(2) 1 株当たり当期純利益

126円 58 銭

株主資本等変動計算書

(2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,000,000	250,000	2,604,377	2,854,377	14,048	1,439,951	1,453,999
当 期 変 動 額							
圧縮記帳積立金の取崩					△1,808	1,808	－
剰 余 金 の 配 当						△256,936	△256,936
当 期 純 利 益						562,437	562,437
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△1,808	307,309	305,500
当 期 末 残 高	1,000,000	250,000	2,604,377	2,854,377	12,239	1,747,260	1,759,500

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△154,415	5,153,961	65,796	15,376	81,172	5,235,133
当 期 変 動 額						
圧縮記帳積立金の取崩		－				－
剰 余 金 の 配 当		△256,936				△256,936
当 期 純 利 益		562,437				562,437
自 己 株 式 の 取 得	△698	△698				△698
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			53,349	△5,536	47,812	47,812
当 期 変 動 額 合 計	△698	304,802	53,349	△5,536	47,812	352,615
当 期 末 残 高	△155,114	5,458,763	119,145	9,839	128,984	5,587,748

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産

商 品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

イ. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ロ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、発生翌事業年度から費用処理しており、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、社内で定めたリスク管理方法により、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建取引（金銭債権債務）又は外貨建予定取引の為替変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引は、為替予約取引については輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため、外貨建の買掛金について通常の取引の範囲内で包括的な為替予約取引を行い、12ヵ月を超える長期の契約、及び投機的な取引は行わない方針をとっております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の通貨種別、期日、金額の同一性を確認することにより、有効性を判定しております。外貨建予定取引をヘッジ対象とする為替予約については、過去の取引実績及び予定取引数量等を総合的に検討しております。

⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引の実行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、百貨店、量販店及び各種小売店等を主な得意先としており、毛皮・宝飾品、洋傘・レイングッズ、洋品、帽子等の商品の製造・卸売を行っております。これらの商品については、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、原則として商品の納入時点において支配が顧客に移転して、履行義務が充足されると判断し収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。これらの商品の販売契約において、得意先との協議により季節的要因等に伴う返品が発生することが想定されます。商品が返品された場合、当社は当該商品の対価を返金する義務があります。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き等を控除した金額で測定しております。これらの商品の返品については、返品に伴う予想返金額が天候要因を含む各商品のマーケットの好不調の影響等により変動することから、発生し得ると考えられる予想返金額を確率で加重平均した金額（期待値）による方法を用いて算定し、収益より控除する方法を用いて取引価格を算定しております。この結果、返品に係る負債を認識し、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しております。

取引の対価は履行義務充足後、1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 2,495,235 千円

棚卸資産評価損 26,650 千円

(2) その他の情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

3. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「3. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

建物 549,295 千円

土地 934,771 千円

投資不動産 120,824 千円

計 1,604,891 千円

上記の物件は、短期借入金776,863千円、1年内返済予定の長期借入金123,137千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

有形固定資産 1,752,799 千円

投資不動産 180,522 千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 126,248 千円

② 短期金銭債務 607,428 千円

③ 長期金銭債務 2,944 千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 28,736 千円

② 仕入高 4,301,993 千円

③ 販売費及び一般管理費 766,585 千円

④ 営業取引以外の取引高 77,282 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	266,985株	474株	一株	267,459株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	595,273千円
減損損失	213,014千円
返金負債	91,897千円
退職給付引当金	88,058千円
関係会社株式評価損	51,955千円
投資有価証券評価損	32,874千円
賞与引当金	30,172千円
貸倒引当金	10,967千円
その他	30,018千円
繰延税金資産小計	1,144,233千円
評価性引当額	△883,394千円
繰延税金資産合計	260,838千円

(繰延税金負債)

返品資産	△55,935千円
その他有価証券評価差額金	△50,339千円
圧縮記帳積立金	△5,610千円
資産除去費用	△4,591千円
繰延ヘッジ損益	△4,510千円
繰延税金負債合計	△120,987千円
繰延税金資産の純額	139,851千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.54%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20%
住民税均等割	2.36%
連結子会社配当金益金不算入	△2.00%
評価性引当額の増減	△17.54%
賃上げ促進税制に伴う税額控除	△1.74%
その他	△0.76%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.06%

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として本社及び各事業所におけるコンピュータ機器及び設備(工具器具備品)であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内 153,438千円

1 年超 40,970千円

合計 194,408千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	住所	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容		取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
				役員の兼任等	事業上の関係					
子会社	A.F.C. ASIA LIMITED	香 港	100	—	当社の仕入先	注 1	商 品 等 の 仕 入	3,470,138	買 掛 金	131,047
子会社	東京ファッションブランニング株式会社	京 都 市	100	兼任 2 名	当社の業務委託先	注 2	資 金 の 入 借	70,000	短期借入金	70,000
							資 金 の 返 済	130,000		
							利 息 の 支 払	1,441	—	—
子会社	エクセレントスタッフ株式会社	京 都 市	100	兼任 1 名	当社の業務委託先	注 2	資 金 の 入 借	115,000	短期借入金	115,000
							資 金 の 返 済	115,000		
							利 息 の 支 払	926	—	—
子会社	セブンスシステム株式会社	京 都 市	61.6	兼任 1 名	当社の業務委託先	注 2	資 金 の 貸 付	120,000	短期貸付金	120,000
							資 金 の 回 収	140,000		
							利 息 の 受 取	1,690	—	—

(注) 1. すべての取引については、当社と関連を有しない他社とほぼ同様の条件あるいは市場価格を勘案して一般条件または協議により決定しております。

2. 資金の貸付及び資金の借入に対する利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額 1,239円72銭

(2) 1 株当たり当期純利益 124円78銭